

長 寿 第 2 5 6 号

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

介護保険施設・事業所管理者
殿
高齢者施設施設長

奈良県健康福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画
点検マニュアル」の周知及び点検の実施について（再通知）

平成 2 9 年 6 月 1 9 日に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が施行されたことに伴い、所在地市町村の地域防災計画に定められた施設は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務化されたことについては、平成 2 9 年 7 月 1 2 日付け長寿第 1 3 4 号で通知したとおりです。

その際、**施設を所管する地方公共団体**が、水防法・土砂災害防止法上の観点から施設が策定する計画を点検するための「点検マニュアル」に基づく確認を実施する旨を併せて通知したところです。

地域によっては**施設の届出・指定権者**のほか、**各施設所在地の市町村防災担当課**より水防法・土砂災害防止法でいうところの「避難確保計画」を提出するよう依頼される場合があることから、その際は、貴施設が策定している「非常災害対策計画」をご提出いただくようお願いします。

なお、非常災害対策計画が未策定、又は風水害及び土砂災害に係る計画が含まれていない場合には、奈良県公式ホームページ <http://www.pref.nara.jp/43367.htm> 等を参考に、速やかに策定されますようお願いいたします。

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）について
→施設の所在する市町村へお問い合わせください。
指定基準などについて
→各施設の指定権者、届出先の自治体へお問い合わせください。